

大塚山処分場増設事業 第四処分場建設及び第三処分場（3-2）嵩上げに係る環境影響評価方法書
委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

資料2-2

令和5年6月16日
大平興産株式会社

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	論点整理
1	p.2-2	事業計画	事業経緯	<p>(4月21日委員会後の追加質問)</p> <p>区域内の本事業以前に建設された処分場について、当時は自然環境をどのように把握・理解し、どのような保全措置が取られたのかを説明するとともに、それらと今回の事業との関係性や今回のアセスにどのように活かされているかを説明されたい。</p>	<p>(委員会後の追加回答)</p> <p>先行する第三処分場事業においては、「大塚山処分場第三処分場計画に係る環境影響評価書」（以下、「第三処分場評価書」という。）を作成するため、今回計画している内容と同等の調査を実施し、自然環境を把握・理解しました。</p> <p>保全措置については、重要な植物種の移植、水域に依拠する両生類等の生息場所の創出等を実施しております。</p> <p>今回の増設事業の自然環境に係る環境保全計画については、第三処分場事業に隣接する環境であることから、同等の保全措置を計画しています。なお、環境保全計画の立案に際し、シカやイノシシ等の食害や踏み荒らしを避けた重要な植物の移植地の保全、生息環境に配慮した防災調節池の管理や浚渫時期の設定等によるモリアオガエル、ホトケドジョウ等の保全等、第三処分場事業の環境保全措置実施に伴い得られた知見を活かす計画としていますが、具体的な環境保全措置は現地調査結果や予測結果を踏まえて準備書で示します。</p>	3(1)ア
2	p.2-2 p.2-64	事業計画 環境保全計画	事業経緯	<p>(5月19日委員会での質疑・意見)</p> <p>第三処分場計画においてアセス手続を行っており、自然環境総体の評価について、前回の報告書を読み取り、今後の調査や評価を行っていただきたい。</p> <p>前回見つけた希少種の移植先に今回の計画地が含まれているか等、前回のアセスに照らし合わせて、今回重ねるように第四処分場を造成しても整合を図られていればよい。</p>	<p>(5月19日委員会での回答)</p> <p>方法書p.3-134に過去の報告書の調査結果の概要について示しています。準備書では、より詳細に示すと共に、結果を用いて第四処分場の造成に反映します。</p> <p>また保全計画の立案については、シカ、イノシシの食害や踏みつけにより移植先を荒らされた事例もありますので、その知見を活かして防護柵や電気柵を設ける等の対策を検討していくことになります。</p> <p>(委員会後の追加回答)</p> <p>●先行する第三処分場事業においては、第三処分場評価書を作成するため、植物、動物、陸水生物、生態系について、文献調査、現地調査を実施し、自然環境を把握・理解しました。</p> <p>●第四処分場の調査につきましては、第三処分場の調査内容を踏襲すると共に、調査範囲を含めた範囲を調査することで第三処分場評価書との整合を図ります。また、分類群の追加（その他無脊椎動物）、調査手法の追加（哺乳類：自動撮影調査、昆虫類：バタフライトラップ・パントラップ）により、より精度の高い調査を実施します。</p> <p>●第三処分場建設時の保全措置として実施した植物の移植先は、第四処分場計画地内ではなく、再移植等の措置の必要はありません。環境保全計画の立案に際し、シカやイノシシ等の食害や踏み荒らしを避けた重要な植物の移植地の保全、生息環境に配慮した防災調節池の管理や浚渫時期の設定等によるモリアオガエル、ホトケドジョウ等の保全等、第三処分場事業の環境保全措置実施に伴い得られた知見を活かす計画としていますが、具体的な環境保全措置は現地調査結果や予測結果を踏まえて準備書で示します。</p>	3(1)ア
3	p.2-2 他	事業計画 調査、予測及び評価の手法	事業経緯 植物、動物、陸水生物、生態系	<p>(5月19日委員会後の追加質問)</p> <p>既に先行計画（第三処分場計画）については環境影響評価手続を行っているが、先行計画の環境影響評価及び事後調査の結果を踏まえて、本増設事業の環境影響評価の検討をすべきと考える。この点について、説明をお願いしたい。</p>	<p>(委員会後の追加回答)</p> <p>NO.2で回答のとおり、特に植物、動物、陸水生物、生態系については、第三処分場環境影響評価書及び事後調査の結果を踏まえて、予測及び環境保全措置の検討を行います。</p> <p>また、他の項目についても、第三処分場の環境影響評価を参考に調査・予測及び評価を実施します。</p>	3(1)ア

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	論点整理
4	p.2-2 p.6-91 p.6-113 p.6-124 p.6-131	事業計画 調査、予測及び評価の手法	事業経緯 植物、動物、陸水生物、生態系	<p>(5月19日委員会後の追加質問)</p> <p>動物、植物種の環境保全措置の妥当性について「大塚処分場第三処分場計画に係る環境影響評価」の結果を踏まえた上で検討していただきたい。</p> <p>今回の方法書内の動物や植物の項目に記載されている、過年度の環境影響評価等において確認された種の表を見ると、「大塚処分場第三処分場計画に係る環境影響評価書」の種数に比べて、「大塚処分場第三処分場計画に環境影響評価書事後調査報告書（供用時編）」の種数が大きく減少している分類群が散見される。このことは、「大塚処分場第三処分場計画に係る環境影響評価」で実施された環境保全措置が不十分であったことを示唆している。この原因の解明なしに、今回計画される環境保全措置の有効性は担保できないと考えられる。移植措置の成功度や、移植場所がそのまま維持されているのか、それともその後土地の改変の有無（今回の計画予定地に含まれているのかどうか）に関する情報を明らかにする必要があると考える。</p>	<p>(委員会後の追加回答)</p> <p>●事後調査（施工時・供用時）において確認種が減少しているのは、調査範囲、時期、手法等が、第三処分場評価書と事後調査で異なるためです。事後調査では、各分類群毎の監視対象種の追跡調査を目的としているため、調査範囲は第三処分場建設予定地及びその周辺（第四処分場方法書のB地区）に限定しており、調査時期が四季ではなく、また、調査手法も環境影響評価時に実施した手法をすべて使用していません。</p> <p>●方法書に記載しました事後調査における重要な種の数は、監視対象種及び調査の際に記録した監視対象種以外の種を基に作成したりリストから抽出していることから、環境影響評価書より減少しています。このため、第三処分場評価書と事後調査時における重要な種の増減について単純に比較はできないものと考えます。</p> <p>●一方、その後平成29～30年に実施した現況把握調査では、第三処分場評価書と同程度の種数になっています。なお、現況把握調査の結果については、方法書に記載しておりますが、第三処分場評価書よりも調査範囲が広いことから、重要な種が多く確認されている可能性もあります。このため、第三処分場事業の実施に伴い確認できなかった重要種の有無やその影響を検討したうえで、本事業による影響予測を行い、新たな保全措置の必要性を含め検討を行います。</p> <p>●なお、移植措置の成功度、移植場所の維持状況、これまでの土地改変の有無につきましては、準備書で示すことを考えております。</p>	3(1)7
5	p.2-2 p.2-64	事業計画 環境保全計画	事業経緯 環境保全計画	<p>(5月19日委員会での質疑・意見)</p> <p>第三処分場計画の環境保全措置として実施した植物の重要種の移植先として、今回の改変地域は含まれていないか。</p>	<p>(5月19日委員会での回答)</p> <p>第四処分場予定地への移植はありません。ただし、陸水生物の重要種であるホトケドジョウについては、第三処分場計画時に第二防災調整池を移植先としており、本事業において第二防災調整池は改修することから配慮して施工に当たります。</p>	3(7)
6	p.2-2 p.2-64	事業計画	事業経緯	<p>(5月19日委員会での質疑・意見)</p> <p>今後、さらに第五、第六処分場と増設する計画はあるか。</p>	<p>(5月19日委員会での回答)</p> <p>現時点では第四処分場までと考えています。</p>	3(6)
7	p.2-2 p.2-64	事業計画	事業経緯	<p>(5月19日委員会での質疑・意見)</p> <p>第三処分場計画の環境影響評価において、環境保全が担保される根拠として、本件の第四処分場に相当する範囲に良好な自然がそのまま残されるから大丈夫だという評価はしていないか。</p>	<p>(5月19日委員会での回答)</p> <p>第三処分場での評価内容については確認して報告します。</p> <p>(委員会後の追加回答)</p> <p>第三処分場評価書では、第三処分場予定地のみで確認されている重要な種はなく、一部の項目（植物、動物のうち両生類・爬虫類・昆虫類、陸水生物）については、第四処分場予定地を含む周辺において確認されている、あるいは改変後に周辺を利用できるので影響は緩和できると評価しておりました。</p> <p>また、第三処分場環境影響評価時に確認された重要な種のうち、第四処分場予定地のみで生息、生育が確認された種は、植物のサイゴクイノデ、チドリノキ、シタキソウの3種です。これらの種のうち、サイゴクイノデ、シタキソウの2種についてはその後の現況把握調査において第四処分場計画地外でも確認されています。チドリノキについては今後の調査において確認に努めるとともに、移植等の環境保全措置を実施する場合には第三処分場評価書との整合を図ります。</p>	—

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	論点整理
8	p.2-2	事業計画	第二処分場	(3月24日現地調査での質疑・意見) 塩化物イオンは元々どのような廃棄物に含まれていたため地下水への影響が生じたのか。	(3月24日現地調査での回答) プラスチック類等の焼却により発生したばいじん、燃え殻から溶出したものと認識しています。	—
9	p.2-2 添付1	事業計画	第二処分場	(3月24日現地調査での質疑・意見) 第二処分場において漏洩した場所の特定はできるのか。	(3月24日現地調査での回答) 第二処分場において漏洩に関与したと考えられる地層は特定されており、その分布状況も概ね把握しています。	—
10	p.2-2 添付1	事業計画	第二処分場	(4月21日委員会での質疑・意見) 第二処分場の漏洩がKd38層から至ったということに関して、地質構造の空間的構造をどの程度把握されているか。不均質な構造の空間的な分布を予め把握しておいた方がよい。	(4月21日委員会での回答) Kd38層以外にも透水性のある地層があることは把握しており、方法書末尾の別添に概要を記載しております。第二処分場の地質と第四処分場の地質の連続性、水の流れの連続性についても把握に努めていきます。	3(5)4
11	p.2-2, 2-4	事業計画	第二処分場	(3月24日現地調査での質疑・意見) 第三処分場(3-3)を設置する際、第二処分場に設置した仕切り壁とはどのようなものか。	(3月24日現地調査での回答) 第三処分場(3-3)からの浸出水が第二処分場に影響を及ぼさないよう設置したものです。	—
12	p.2-2, 2-4	事業計画	第二処分場	(3月24日現地調査での質疑・意見) 仕切壁の構造はどうなっているのか。	(3月24日現地調査での回答) φ800mmの鋼管を地中に打ち込み、継手の隙間をセメントモルタルで埋め、仕切壁を構築しています。	—
13	p.2-2	事業計画	第二処分場	(3月24日現地調査での質疑・意見) 埋立が中断している第二処分場は、今後、埋立を再開する予定はあるのか。	(3月24日現地調査での回答) 塩化物イオンの漏洩が確認されている処分場のため、千葉県から埋立を行わないよう指導を受けている状況です。	—
14	p.2-2	事業計画	第三処分場 (3-3)	(3月24日現地調査での質疑・意見) 第三処分場(3-2)において、壁面が掘削した後があるが元々は砂取場であったのか。	(3月24日現地調査での回答) 砂取場としての利用はしておらず、掘削痕は処分場の造成工事の際にできたものです。	—
15	p.2-9	事業計画	事業計画概要	(4月21日委員会での質疑・意見) 方法書p.2-9の事業の概要について、事業の終了はどの時点なのか。	(4月21日委員会での回答) 事業終了は、廃棄物処理法上、最終処分場を廃止する時点で、浸出水処理施設等すべての施設の稼働を終了することができる時点です。	—
16	p.2-9	事業計画	事業計画概要	(4月21日委員会での質疑・意見) 埋立期間終了後に浸出水を管理する期間は、具体的にどれくらいの期間を想定しているのか。	(4月21日委員会での回答) 埋立終了後、廃棄物処理法において最終処分場の廃止が可能となる水質、すなわち浸出水をそのまま放流してよい水質になるまでの期間で、一般廃棄物最終処分場では20から30年と言われております。本処分場は、ばいじん、下水汚泥が埋め立てられているため、更に長期間になると見込んでおります。	—
17	p.2-9	事業計画	事業計画概要	(3月24日現地調査での質疑・意見) 増設処分場の埋立期間はどのくらいか。	(3月24日現地調査での回答) 月約6000 t、月25日で計算しており、第三処分場(3-2)嵩上げ部で1.8年、第四処分場で9年としています。	—

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	論点整理
18	p.2-9	事業計画	事業計画概要	(5月19日委員会での質疑・意見) 事業の終了時期はいつか。埋立が終了する1.8年+9年で終了するの か。	(5月19日委員会での回答) 埋立終了後が事業としての終了ではなく、その後も浸出水の処理は続き廃止するまでは続けます。 (委員会後の追加回答) 廃棄物処理法上は、埋立処分の終了を以て事業の完了とはならず、浸出水の処理が不要となる時点(処分場の廃 止)までが事業期間となります。 一方、千葉県環境影響評価条例では、評価書の送付後、工事が完了し、廃棄物の埋立ができるようになった時点 で事後調査報告書(施工時編)を提出し、その後、供用時調査終了後に事後調査報告書供用時編を提出すること により、環境影響評価としての一連の手続が終了することとなります。本事業においては、準備書で監視計画 (事後調査の計画)を明らかにしてまいります。	—
19	p.2-10	事業計画	事業計画概要	(4月21日委員会での質疑・意見) 方法書p.2-10に埋立廃棄物として産業廃棄物の種類が記載されてい るが、これは産業廃棄物の全部なのか。	(4月21日委員会での回答) 当社で許可を受けている種類のみを記載しています。	—
20	p.2-20	事業計画	遮水工	(4月21日委員会での質疑・意見) 3月24日の現地調査時に供用中の第三処分場(3-3)において、底部 にあるべき遮水シートがFH=120mで見えたが、第三処分場(3-3) の埋立開始はいつからか。	(4月21日委員会での回答) 第三処分場(3-3)は、底部のFH=85mに遮水シートを敷設して平成27年に埋立を開始しています。一段埋立が 完了して、次の主堤体を上部に築造するたびに溶着して遮水シートを法面に広げていくので、処分場は大きな袋 状になっています。したがって、FH=120mの埋立面には遮水シートを敷設していません。 (委員会後の追加回答) 本年3月に撮影した第三処分場(3-3)の埋立状況写真を添付します。【5/19委員会時に添付(今回省略)】	—
21	p.2-21 ~23	事業計画	遮水工	(3月24日現地調査での質疑・意見) 遮水シートの耐用年数は何年か。	(3月24日現地調査での回答) 通常の紫外線を受けている状況では、一般には約50年程度とされています。埋立後は紫外線劣化等の影響は受 けないので半永久的です。	—
22	p.2-21 ~23	事業計画	遮水工	(3月24日現地調査での質疑・意見) ベントナイト混合土で遮水しないのか。	(3月24日現地調査での回答) 遮水工は構造基準に準拠し、二重遮水シートとし、さらに電氣的漏水検知システムを採用しリスク低減を図る計 画としています。ベントナイト混合土については、工期・施工費・施工管理の点において二重遮水シートによる 遮水に比べ不利であったので採用はしていません。	—
23	p.2-21, 2-25, 2-29	事業計画	遮水工 地下水集排 水施設 浸出水集排 水施設	(4月21日委員会での質疑・意見) 遮水シートや集排水管等の浸出水の管理のためのインフラを整備す る計画となっているが、想定される管理年数と整合は取れているの か。	(4月21日委員会での回答) 埋設する塩ビ管等については、構造上十分耐力のあるものを設置する計画です。 (委員会後の追加回答) 塩ビ管の耐用年数は、一般的に50年以上とされており、埋立後は紫外線の影響を受けないため、それより も長くなると見込んでおります。	—

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	論点整理
24	p.2-28 ~29	事業計画	浸出水集排水施設	(3月24日現地調査での質疑・意見) 浸出水の集水率は、どれくらいカバーできているのか。	(現地調査後の追加回答) 基本的に100%集水されると考えています。	2(1)F
25	p.2-30 ~p.2-34 p.2-60	事業計画	浸出水処理施設 環境保全計画	(5月19日委員会後の追加質問) 第三処分場の浸出水全量の外部委託や第三処分場の埋立終了後に上面を遮水シートで覆う等の対策により河川水の塩化物イオン濃度を500mg/L以下とする、としているが、本計画は環境影響を低減または回避できる適当な浸出水処理計画及び環境保全措置となっているか。	(委員会後の追加回答) 処理水(放流水)の塩化物イオン濃度については法的な規制基準は定められておりませんが、放流先の高宕川で農業利水(水稻栽培)があることから、農業利水点において塩化物イオン濃度を、千葉県農業試験場(当時)が水稻の生育に対する水質汚濁の許容限度の目安として提示した500mg/Lにすることを目標(対策施行値)としました。 一方、現有の浸出水処理設備は塩分除去の機能を有していないため、脱塩設備の導入についても検討しましたが、別件回答(No.26)に記載のとおり導入は困難と判断し、 ①第三処分場(3-2)嵩上げ時における第三処分場(3-2)浸出水の外部処理委託 ②浸出水の塩化物イオン濃度が高い第三処分場(3-2)及び(3-3)の埋立終了後のキャッピング ③塩化物イオン濃度が高いばいじんの受入抑制(地元市を除き3,000mg/L以下)と地元市から受け入れたばいじんの区分埋立の実施 ④高宕川の流況に対応した放流量の調整 により放流水の排出負荷を抑制・管理し、農業利水点での目標値の遵守に努めるとしたところです。 なお、これまでの調査の結果、放流水路が高宕川合流後においては低水時で概ね4倍の希釈効果を受けており、農業利水点では支流の合流後となることから、これ以上に希釈されることが考えられます。農業利水点においては河川の低水時流量も把握したうえで、排出負荷の抑制管理による目標値遵守の可能性等について、準備書において予測・評価いたします。	—
26	p.2-30 ~p.2-34 p.2-60	事業計画	浸出水処理施設 環境保全計画	(5月19日委員会後の追加質問) 第三処分場の例を含め、埋立地の上面を遮水シートで覆うことが廃棄物の早期の安定化に支障とならないのかどうか、また、遮水機能だけではなく吸着機能などの活用について新技術を用いた検討はなされているのか。	(委員会後の追加回答) 埋立終了後の最終覆土面へのキャッピングにより、雨水の浸透量が減少し、早期の安定化に影響が生じることは否めません。本増設事業に係る事業計画の検討に当たっては、塩化物イオン対策として浸出水の脱塩処理の導入を検討したところですが、処理費用が多額となること、高濃度の塩類を含む副産物が発生すること、脱塩工程及び副産物の乾燥工程において電力及び燃料の使用による二酸化炭素排出量が増大すること等を考慮し、最終的にキャッピングによる塩化物イオン濃度の負荷軽減を採用しました。 キャッピングは浸出水の塩化物イオン濃度が高い第三処分場(3-2)及び同(3-3)に敷設しますが、第一、第二及び第四処分場の安定化の推移に応じた部分的もしくは全面的なキャッピングの除却による安定化の促進、新たな脱塩処理技術の動向等も見極めながら、将来の処分場の廃止に向けた対応について、引き続き検討してまいります。	—
27	p.2-32, 2-46	事業計画	浸出水処理施設	(3月24日現地調査での質疑・意見) 第三処分場(3-2)の浸出水を外部搬出して、他社で処理するのか。	(3月24日現地調査での回答) 第三処分場(3-2)は、埋立廃棄物に燃え殻、ばいじんが多く、浸出水の塩化物イオン濃度が高いため、浸出水量を減らすために最終覆土の上部に遮水シートを敷いています。 第三処分場(3-2)嵩上げ部の供用時には、遮水シートを除去するため、塩化物イオン濃度が高い浸出水の量が増加することから、その全量を外部に搬出して他社に処理を委託する計画です。	2(2)E

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	論点整理
28	p.2-39	事業計画	埋立計画	(3月24日現地調査後の追加質疑・意見) 処分場では硫化水素の発生が問題になることがあるが、廃石膏ボードなど硫黄化合物を含む廃棄物は受け入れているか。	(現地調査後の追加回答) 廃石膏ボードの受け入れは行っていません。	—
29	p.2-39	事業計画	埋立計画	(3月24日現地調査での質疑・意見) 埋立した下水汚泥の性状は生の汚泥か、それとも脱水処理したものか。 また、それがどれくらい入っているのか。	(3月24日現地調査での回答) 第二処分場では主に脱水処理した下水汚泥を受け入れており、埋立量の半分近くを占めていました。第三処分場(3-2)以降では、し渣、沈砂のみ埋立しており、その量は多くありません。	—
30	p.2-39, 2-42	事業計画	埋立計画	(4月21日委員会後の追加質問) 方法書p.2-39:ウ.廃棄物の受け入れの(ア)基本的な考え方において、「ばいじんについては地元市の一般廃棄物焼却に伴い発生するもの及び塩化物イオン濃度の低いもの以外受け入れない」と記述されているが具体的な数値が不明となっている。 しかし、方法書p.2-42の表2-3-10では廃棄物ごとの受け入れ基準値が示され、ここで塩化物イオン濃度は3,000mg/L以下としつつ、注釈5により上述した(ア)基本的な考え方と同じ文言が記載されている。 「3,000mg/L以下」を塩化物濃度の低いものと表現しているのか、それとも「3,000mg/L以下という基準があるがさらに低い基準を任意に設定」し、それを塩化物濃度の低いものとしているのか、またはそれ以外のどれか。わかりにくい表現になっているので修正お願いしたい。	(委員会後の追加回答) ばいじんとして受け入れるもののうち、地元富津市の一般廃棄物焼却に伴い発生した焼却灰については、溶出する塩化物イオン濃度に制約を設けません。その他のばいじんについては、ばいじんから溶出する塩化物イオン濃度が3,000mg/L以下のものしか受け入れないとの考えです。 準備書作成の際には、よりわかりやすい表現となるよう努めます。	—
31	p.2-39	事業計画	埋立計画	(3月24日現地調査での質疑・意見) 一般廃棄物及び産業廃棄物の汚泥はどこからの受入物か。	(3月24日現地調査での回答) 現在供用中の第三処分場(3-3)では、一般廃棄物は富津市のばいじんを固化したもののみです。産業廃棄物の汚泥は製造業からの無機汚泥が多くなっています。	—
32	p.2-40	事業計画	埋立計画	(3月24日現地調査後の追加質疑・意見) 受入廃棄物について、抜き取り検査(運搬車から採取して迅速溶出試験など)を行っているか。	(現地調査後の追加回答) 燃え殻、ばいじん等について適宜抜き取り検査を行っています。運搬車から降ろして埋立てる前のものを分析機関に持ち込み、溶出試験等を行っています。	—
33	p.2-43	事業計画	埋立計画	(3月24日現地調査後の追加質疑・意見) 埋立作業について、降雨時、強風時など、天候によって対策をとられているか。	(現地調査後の追加回答) 荒天が予想されるときは搬入そのものを止めています。	—
34	p.2-44	事業計画	埋立計画	(3月24日現地調査での質疑・意見) 覆土材はどこから持ってくるのか。	(3月24日現地調査での回答) 現在の埋立区域は、土壌汚染対策法の汚染土壌埋立処理施設であり、汚染土壌を覆土材の一部として使用していますが、今回増設する処分場では第四処分場建設時の発生土を使用します。	—

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	論点整理
35	p.2-57 (2-31)	事業計画	環境保全計画	(4月21日委員会での質疑・意見) 方法書p.2-57の表2-3-13の浸出水とは、方法書p.2-31の図2-3-14の浸出水処理の基本フロー中のどこの水質を指すのか。	(4月21日委員会での回答) 浸出水は各処分場で水質が異なりますが、表2-3-13の監視対象の浸出水は、浸出水調整設備に集められたものとしています。 (委員会後の追加回答) 図2.3-14の処理フローに、処理前原水は浸出水調整設備における水質であることを追記いたします。	—
36	p.2-57	事業計画	環境保全計画	(4月21日委員会での質疑・意見) 監視計画において、DOの測定は処理前の浸出水のみで、処理後の放流水は測定しないのか。	(4月21日委員会での回答) 浸出水の処理において生物処理を採用しており、処理前の浸出水のDOが重要な指標項目となるため測定しているものです。なお、処理後の放流水については基準項目となっていないため測定していません。	—
37	p.2-57	事業計画	環境保全計画	(4月21日委員会での質疑・意見) 方法書p.2-57表2-3-13の環境監視計画は、埋立中と埋立完了後に分かれているが、地下水の測定について、方法書第6章調査、予測及び評価の手法で説明したものとこの表との関係はどうなっているのか。	(4月21日委員会での回答) 埋立中の地下水については、方法書p.2-57に示す上流と下流のモニタリング井戸で監視を行い、方法書p.2-58には千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱で規定している監視する頻度と項目を記載しています。 方法書p.2-57の表2-3-13と、方法書p.2-58の表2-3-14が1セットになっており、測定頻度が異なり、監視項目の数が多いため分けたのですが、準備書の作成する際には、よりわかりやすくするよう検討します。 (委員会後の追加回答) 方法書p.2-57に示す環境監視計画は、廃棄物処理法等に基づき実施する埋立中及び埋立完了後のモニタリングの内容となります。 一方、方法書第6章に記載している調査等の手法においては、受入廃棄物の種類・性状、既存処分場の浸出水・放流水のモニタリング結果などを勘案し、放流先河川への影響の可能性という観点から、必要な項目及び頻度を設定し、調査等を実施するもので、測定の目的が異なります。	—
38	p.2-57	事業計画	環境保全計画	(5月19日委員会での質疑・意見) 方法書p.2-57の監視計画と環境影響評価における調査・予測・評価の関係について再度確認したい。	(5月19日委員会での回答) 廃棄物最終処分場の維持管理基準については、廃棄物処理法関連法令及び千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に定められており、方法書p.2-57の監視計画では、これらの法令等に準拠し、地下水・浸出水・放流水に係る調査項目及び調査頻度を設定しています。 一方、環境影響評価では、工事中の濁水や処理水の水質が周辺に及ぼす影響を予測・評価するという観点から必要な調査項目及び調査頻度を設定しているものです。	—
39	p.2-57, (2-25)	事業計画	環境保全計画	(4月21日委員会での質疑・意見) 方法書p.2-25の地下水集排水管は、観測井戸と同じように地下水の監視を行うのか。	(4月21日委員会での回答) 地下水集排水管とは、埋立地に敷設する遮水シートの裏側を流れる地下水を適切に集めて排水するものを指しています。この水についてもモニタリングは行っていきます。 (委員会終了後の追加回答) 第四処分場の底部に敷設する地下水集排水管から水が集まる地下水集水ピットにおいて、観測井戸と同様の項目及び頻度で地下水の監視を行います。	—

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	論点整理
40	p.2-60	事業計画	環境保全計画	(4月21日委員会での質疑・意見) 発生土置場には長期にわたり、多量の土が置かれる計画だが、粉じんの飛散防止のためシートで養生すると方法書に書かれている。毎日土を運搬するとシートを外したままにならないか。どのように管理するのか。	(4月21日委員会での回答) 覆土を運ぶ量は1日にダンプ車数台程度であり、当日運搬する部分のみシートを剥がす計画です。	—
41	p.2-60	事業計画	環境保全計画	(4月21日委員会での質疑・意見) シート養生以外にも発生土置場を植栽により管理すると説明があったが、具体的に決まっていないのか。	(4月21日委員会での回答) 発生土置場はひな壇状になり、下の段は長期に置かれるため、シートによる養生よりも種子吹付が適当とも考えられることから、準備書の送付までに具体を検討します。	—
42	p.2-63	事業計画	環境保全計画	(4月21日委員会での質疑・意見) 方法書p.2-63に埋立作業時の機械の稼働に際しては遮水シートを損傷させないように注意するとのあるが、鉄板等で養生するのか。	(4月21日委員会での回答) 底部の遮水シートの上に50cmの山砂を、さらにその上に浸出水集排水管を砕石で養生して敷設するため、遮水シートの上をダンプ車は走行しません。	—
43	p.2-64	事業計画	環境保全計画	(4月21日委員会での質疑・意見) 発生土置場について、覆土の運搬および緑化等をどのように行うのか。	(4月21日委員会での回答) 覆土は発生土置場にひな壇状に堆積し、その上部から毎日運搬して利用します。発生土が取り去られた範囲から順次植栽を実施します。	—
44	p.2-64	事業計画	環境保全計画	(4月21日委員会での質疑・意見) 発生土置場は浸食速度が速いと思われるが、どのように管理するのか。	(4月21日委員会での回答) 発生土置場は安定勾配で盛り立てる計画であり、長期間そのままとなるエリアは吹付緑化やシート養生で土砂流出を防ぐことを考えています。具体は準備書までに検討します。	—
45	p.2-64	事業計画	環境保全計画	(3月24日現地調査での質疑・意見) 第一処分場の天端平地等に太陽光パネルを設置する計画はあるか。	(現地調査後の追加回答) 第一処分場の上面は発生土置き場として使用するため、太陽光パネルを設置する計画はありません。	—
46	p.2-64	事業計画	環境保全計画	(3月24日現地調査での質疑・意見) 処分場の埋立終了後、緑地に戻すとしているが最終覆土1mの上に行うのか。そうであれば、発生土を用いることから、発生土のうち表土保全（表土のみシート掛けするなどして取り置きしておく）を行い、それを最終覆土にするべきではないか。	(3月24日現地調査での回答) 御指摘いただいた内容も参考に、表土保全については今後、検討させていただきます。	—
47	p.2-64	事業計画	環境保全計画	(5月19日委員会での質疑・意見) 第四処分場の埋立期間は9年想定としているが、処分場全体として最終的にはどのような形を考えているのか。例えば、環境復元するのか。	(5月19日委員会での回答) 植樹等をして元に戻していくという考えが基本です。	—
48	p.2-68, 2-71	事業計画	工事計画	(3月24日現地調査での質疑・意見) 第四処分場建設工事の造成による発生土の利用方法をどう計画しているのか。 伐採樹木の処理方法をどう計画しているのか。	(3月24日現地調査での回答) 発生土は、増設処分場の主堤体や覆土に利用する計画です。 伐採樹木は、外部委託によりチップ化などの再利用を行うことを考えています。	—

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	論点整理
49	p.3-41	対象事業実施区域及びその周囲の概況	水質の状況	(4月21日委員会での質疑・意見) 方法書p.3-41の湊川および高岩川で水素イオン濃度及び大腸菌群数の環境基準超過があったとあるが、何か原因はあるのか。	(4月21日委員会での回答) 河川の採水地点の上流には集落があり、集落の生活排水の影響と考えられます。また、大腸菌群数としての測定結果であるため、実際には糞便性の大腸菌以外にも土壌細菌等も含まれます。	—
50	p.3-88	対象事業実施区域及びその周囲の概況	悪臭の状況	(3月24日現地調査での質疑・意見) 方法書第3章の過年度調査の悪臭において厨芥臭とあったが厨芥を搬入していたのか。	(3月24日現地調査での回答) 厨芥は搬入していません。 処分場内では有機物が分解して厨芥のような臭気が発生する場合がありますので、厨芥そのものの匂いではありません。	—
51	p.3-104	対象事業実施区域及びその周囲の概況	地形及び地質等の状況	(4月21日委員会での質疑・意見) 方法書p.3-104表3-1-62の表題が室内現場透水試験結果となっているが、室内なのか、現場なのか不明である。	(4月21日委員会での回答) 確認して報告します。 (委員会後の追加回答) 表3-1-62の表題は、「室内透水試験結果」となります。準備書において修正いたします。	—
52	p.3-104	対象事業実施区域及びその周囲の概況	地形及び地質等の状況	(4月21日委員会での質疑・意見) 方法書p.3-104表3-1-61のルジオン値の大小が、試験深度の深浅と一致しないものがある。ルジオン値と透水係数の関係と比較してみた方がよい。	(委員会後の追加回答) 方法書p.3-104表3-1-61のルジオン値と透水係数を散布図に表したものを添付します。【5/19委員会時に添付(今回省略)】	—
53	p.3-140~141	対象事業実施区域及びその周囲の概況	植物の生育及び植生の状況	(4月21日委員会後の追加質問) 方法書第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況のうち植物・植生の項目について、方法書p.3-141の現存植生図は広域的に表示されていて、これはこのままで結構なのだが、方法書p.3-140のテキストの内容が確認できる周辺拡大図もあると良い。(縮尺の異なる2種類の図面があると把握しやすい)	(委員会後の追加回答) 方法書p.3-141の現存植生図(図3-1-48)は「第6回・第7回自然環境保全基礎調査(植生調査)現存植生図 鬼泪山」(平成20年 環境省)を使用し、広域を表示しています。 一方で、方法書p.3-140に示す植生単位一覧(表3-1-76)は、平成14年に公表した「大塚山第三処分場建設に係る環境影響評価書」における植生調査結果であり、植生図は別途添付のとおりです。【5/19委員会時に添付(今回省略)】 対象事業実施区域における現在の植生図については、現地調査を基に作成し、準備書にて掲出します。	—
54	p.3-140~141	対象事業実施区域及びその周囲の概況	植物の生育及び植生の状況	(5月19日委員会での質疑・意見) この場所の特殊性を広域的に捉えて、その外側の自然も含めて評価したらいいのではないかと。そういう観点、視点も大切にしたい。	(5月19日委員会での回答) ご指摘いただいた観点については、準備書で予測・評価する際に参考とさせていただきます。	3(6)
55	p.3-220	対象事業実施区域及びその周囲の概況	河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	(4月21日委員会での質疑・意見) 周辺住民が地下水の使用はあるものの、飲用ではないとある。具体的にはどのような用途で使用しているのか。また、飲用はないので大丈夫ということに違和感があり、人に触れる危険が少ないか説明されたい。	(4月21日委員会での回答) 周辺区域での地下水の利用は、主に庭の散水等の雑用水として利用されていますが、改めてヒアリング等により現状を確認し、具体的な利用方法を準備書において示します。	3(5)㍑

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	論点整理
56	p.6-9	調査、予測及び評価の手法	大気質	(5月19日委員会での質疑・意見) 大気質の環境影響評価において、ばい煙や粉じんの発生は方法書では建設機械、埋立機械の稼働のみと読める。覆土置き場や埋立区域からの影響は予測しないのか。	(5月19日委員会での回答) 埋立機械だけでなく、覆土置き場、埋立区域についても発生源として予測対象とします。	3(2)
57	p.6-9	調査、予測及び評価の手法	大気質	(5月19日委員会での質疑・意見) 粉じんの予測手法を「道路環境影響評価の技術手法」としているの で、道路を走行する場合の影響評価にならないのか？	(5月19日委員会での回答) 「道路環境影響評価の技術手法」では供用後の道路から発生する粉じみだけでなく、施工時の粉じみ（降下ばいじん）予測手法が示されています。降下ばいじんの予測値は、各季節における気象条件を踏まえた降下ばいじん量（t/km ² /月）となることから、施工範囲を年間の稼働範囲とします。この範囲と発生源単位を適切に設定することで、施工時の掘削や盛土工等、供用時の埋立作業等の予測が可能です。	—
58	p.6-50, 6-59, 6-66	調査、予測及び評価の手法	騒音、振動、悪臭	(4月21日委員会後の追加質問) 騒音、振動、悪臭の予測について、特に悪臭に関しては発生源は処分場に限られると思われる、樹木等の状況によっては通常の拡散式がそのまま使えるのかどうか疑問に思った。騒音や振動は道路からの予測が主だと思っていたが、処分場からの予測を主に検討するのであれば、同じことになるかと思う。	(委員会後の追加回答) 騒音については、方法書に示した予測式を用いて予測計算をします。対象事業実施区域は尾根に囲まれているため、処分場からの騒音は回折減衰することが想定されますが、これらの影響を見込まないことから安全側の予測となると考えています。 振動については、表面波の伝搬であることから伝搬理論式により距離減衰を予測します。 悪臭については、拡散計算に資する種々の条件を現地調査により把握することが難しいことから、拡散計算は行わず、既存施設における臭気の発生源と、そこから一定程度離れた風下側地点での臭気濃度（臭気指数）を同時に測定した結果から得られる距離と臭気濃度の関係から、予測地点での臭気濃度を予測する計画としています。	—
59	p.6-64	調査、予測及び評価の手法	悪臭	(5月19日委員会での質疑・意見) 方法書p.3-88によると、平成21年や平成24年に調査が行われている。この時は第三処分場(3-2)で測定しているが、第三処分場(3-2)は現在キャッピングされているため、状況が違うと考えられる。	(5月19日委員会での回答) 方法書p.3-88で示している調査結果は、第三処分場(3-3)を建設する際に行った廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査ですので、第三処分場(3-2)埋立区域で測定しています。現在は第三処分場(3-2)はキャッピングしており第三処分場(3-3)が埋立中ですので、本事業の供用前の現況としては第三処分場(3-3)埋立区域において埋立区域としての悪臭の状況を把握するものとします。	—
60	p.6-64 p.6-66	調査、予測及び評価の手法	悪臭	(5月19日委員会での質疑・意見) 当時の状況と異なるということは、第三処分場(3-3)で改めて発生源の測定をするということか。	(5月19日委員会での回答) 第三処分場(3-3)や、浸出水処理施設等で発生源の測定を行います。ガス抜き管以外も発生源として扱う必要があるため、ブルーム式等によるガス抜き管からの拡散予測は適さないと考え、発生源と風下地点の距離と濃度の関係による予測を行うこととしました。	—
61	p.6-64	調査、予測及び評価の手法	悪臭	(5月19日委員会での質疑・意見) 悪臭の発生源となるガス抜き管は相当な数になるだろうから、臭気濃度の分布図を作成することは考えていないのか。	(5月19日委員会での回答) 臭気濃度の分布図が作成可能かは即答できませんが、ガス抜き管からのガスの発生状況は把握しているので、準備書においてはわかりやすく示せるように努めます。	3(4)イ
62	p.6-66	調査、予測及び評価の手法	悪臭	(5月19日委員会での質疑・意見) 悪臭の予測手法について具体的な手法を確認したい。	(5月19日委員会での回答) 処分場の悪臭発生源となる、埋立区域、ガス抜き管、浸出水処理施設とその風下の一定距離離れた位置で臭気濃度を同時に採取して、予測地点までの減衰による線形的な予測となります。	—

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	論点整理
63	p.6-69 ～p.6-76 p.別添 27～28	調査、予測及び評価の手法 別添1：第二処分場の保有水の漏洩について	地形及び地質等	(5月19日委員会での質疑・意見) 第二処分場の保有水漏洩による観測井の塩化物イオン濃度の上昇について対応されたことだが、第二処分場上流側にあたる第四処分場の土地改変による第二処分場の保有水漏洩問題に対する影響については、モニタリングを含め、切り分けられる施工計画になっているか。	(5月19日委員会での回答) 方法書別添27～28に示すとおりで第二処分場で漏洩に関与したのは黄和田層の一部であるKd-38層であり、第四処分場では安野層が主体となっており地層が異なるため影響については小さいと考えますが、地下水の流れについては確認が必要だと考えており、準備書で示すことを考えております。	3(5)4
64	p.6-91	調査、予測及び評価の手法	植物	(5月19日委員会での質疑・意見) 一種の重畳効果だと思うが、どこをベースに環境保護を考えるか。2回3回と続くと、減少した部分をベースにまた保全、保全となっていくのか。最初からこの地域でこういった保全策を作るのか最初に決めた上でやらないと、知らないうちにある種がいなくなるということも起こりえるのではないかと思う。 前回アセスの移植の結果も踏まえて、今回どのような移植をするのか、今後の計画はないとは言いが、もしかしたらある可能性も含めて、移植場所の選定を考えていただきたい。	(委員会後の追加回答) 移植については、移植が可能な種（個体移植（移植）、種子採取、挿し木等）を対象に実施するように考えております。 移植先については、移植対象種の生育環境の類似環境を調査して選定してから実施することを想定しています。 第三処分場評価書では、スハマソウ、ツルコウジを対象に移植を実施しました。移植先は、スハマソウを2箇所、ツルコウジを3箇所に分散して移植することにより消失のリスクを減少させました。移植先は、処分場増設が立地的に困難な、第一処分場近傍、第二処分場下流側としました。 第四処分場以降の処分場増設の計画はありませんが、第四処分場建設に伴う移植地の選定については、第三処分場と同様に処分場増設が立地的に困難な場所を選定するように考えています。	3(6)
65	p.6-101	調査、予測及び評価の手法	動物	(3月24日現地調査での質疑・意見) 方法書p.6-101に示している鳥類の定点調査地点st-4において、高宕川上流部と記載されているが、地形的に下流側となるのではないか。	(3月24日現地調査での回答) 方法書p.6-103においてSt.4と対象事業実施区域の間に高宕川が流れており、対象事業実施区域に対して東側は高宕川上流となるためそのように表現しました。	—
66	p.6-107	調査、予測及び評価の手法	動物	(3月24日現地調査での質疑・意見) 方法書p.6-107に示している昆虫類のトラップについて、供用後のモニタリングをするのであれば埋立区域内ではなく、区域外を重視するべきではないか。 比較するのであれば、埋立区域内外で近い位置に設定するほうがよい。	(3月24日現地調査での回答) 改変区域において状況を把握するものであり、埋立区域外との比較のために調査地点を設けています。 (現地調査後の追加回答) 調査地域を土地利用、植生、集水域等を目安にして4地区に区分した上で、各地区の代表的な地点にそれぞれ調査地点（ベイトトラップ、ライトトラップ、バタフライトラップ、パントラップ）を設定しました。このため、工事前後の比較については、直接改変地以外のこれらの地点で実施する予定です。ただし、第四処分場が計画されているB地区については、消失する環境における現況把握のため、上記の他に直接改変地に2地点をさらに追加して設定しています。	3(7)
67	p.6-134	調査、予測及び評価の手法	景観	(4月21日委員会後の追加質問) 景観の検討が北方向からのビューだけになっているが、それでよいのか。南側等からは見えないということでのよいのか。	(委員会後の追加回答) 対象事業実施区域は北向き斜面で、東西南の三方を山や樹林で視界が遮られており、周辺から眺望可能な範囲は主として北方向に限定されています。	—